

長崎県ブランド農産加工品認証制度実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、長崎県ブランド農産加工品認証制度実施要綱（平成24年3月30日施行、以下「要綱」という。）に基づく制度の実施に伴う運用について定める。

(認証制度運営委員会)

第 2 条 長崎県ブランド農産加工品認証制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の事項を検討する。

- (1) 長崎県ブランド農産加工品認証制度の運営に関すること。
- (2) 長崎県ブランド農産加工品認証制度における認証品目に関すること。
- (3) 長崎県ブランド農産加工品認証制度における認証基準に関すること。
- (4) その他、知事が長崎県ブランド農産加工品認証制度に関して必要と認める事項に関すること。

2 運営委員会の委員は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、農林業の生産・流通または食品加工の業界関係者、消費者代表等により構成する。
- (2) 委員の任期は3年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は再任することができる。

(認証基準)

第 3 条 審査にあたっては、以下の認証基準に基づいて認証商品を決定する。

(1) 加工品基準

- ①商品の特徴づける原材料として県産農産物を使用していること。
- ②原則として、長崎県内で製造されたものであること。
- ③食品添加物の使用にあたっては国の基準に準拠すること。
- ④表示等に関する法律を遵守していること。

(2) 衛生基準

- ①衛生的な施設で加工製造されていること。
(食品衛生監視票において該当する項目の80%以上の得点を得ていること。もしくは、食品衛生監視票の場合と同等以上の内容のHACCP認定を受けていること。また、防虫・防鼠対策が講じられていること。)
- ②認証商品を製造するにあたって専用の施設で製造していること。

(3) 商品基準

- ①長崎県のイメージを伝えることができる商品であること。（別表の品目を使用していること）
- ②味や品質がブランド商品としてふさわしいもの。
- ③商品の販売実績が1年以上あり、今後、販売の拡大計画を有していること。

（認証商品の決定）

第4条 認証商品の決定は、前条の認証基準に基づき、下記の予備審査及び総合審査により、認証商品を決定する。

（1）予備審査

申請者から提出された申請書類について、認証基準に基づき予備審査を実施する。

予備審査は、申請書類の書面確認及び記載内容に関する現地調査により行う。

（2）総合審査

予備審査を通過した商品については、学識経験者、農林業生産団体・加工・流通業界関係者及び消費者代表等により構成される総合審査会において、味覚、デザイン性等の審査を総合的に行い、認証商品を決定する。

（3）その他

総合審査会における審査手順等の詳細については、別に定める。

なお、認証期間が終了する当年度に再度申請を行う認証商品については、予備審査のみを実施し、その基準を満たした場合に引き続き認証する。

（認証マーク等の使用について）

第5条 認証マーク及び制度の名称の使用等については別に定める。

（附則）

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

（附則）

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

（附則）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（附則）

この要領は、令和2年6月22日から施行する。

○長崎県ブランド農産加工品認証基準（加工品基準）

1. 定義

この基準において、農産加工品とは以下のものをいう。

（１）認定対象農産加工品については、食品表示法（平成25年法律第70号）の食品表示基準に定められている加工食品の品目のうち以下に示した分類に属するもの。

- ①野菜加工品(漬物等)
- ②果実加工品(ジャム等)
- ③茶、コーヒー及びココアの調製品
- ④めん・パン類（うどん、素麺等）
- ⑤菓子類（洋菓子、和菓子等）
- ⑥豆類の調製品(豆腐等)
- ⑦その他の農産加工品
- ⑧食肉製品(ハム等)
- ⑨酪農製品（アイスクリーム等）
- ⑩加工卵製品
- ⑪その他の畜産加工品
- ⑫調味料及びスープ（みそ、しょうゆ等）
- ⑬食用油脂(食用椿油等)
- ⑭調理食品(レトルトカレー等)
- ⑮その他の加工食品
- ⑯飲料等（ドリンク茶等）

2. 原材料

商品の特徴づける原材料として長崎県産農産物を使用した商品であること。

3. 食品製造所

原則として長崎県内で製造された商品であること。

4. 食品製造等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し製造された商品であること。なお、食品添加物の使用にあたっては国の基準に準拠すること。

5. 食品表示等

申請商品は、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、計量法（平成4年法律第51号）、の規定に基づく表示等に適合していること。

(附則)

この基準は、平成24年3月30日から施行する。

(附則)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

○長崎県ブランド農産加工品認証基準（衛生基準）

1. 生産・製造等の施設及び品質管理

- (1) 製造・加工施設については、食品衛生法（昭和22年法律233号）第52条に基づく営業許可を受けている施設等であり、食品衛生法を遵守している製造・加工等の施設であること。
- (2) 食品衛生法第52条に基づく許可が不要な施設にあっても、食品衛生法を遵守している生産・製造等の施設であり、商品の製造にあたっては専用の施設等で製造していること。
- (3) 施設の衛生状態については、食品衛生監視票による得点が80点以上であること。
もしくは、食品衛生監視票の場合と同等以上の内容でHACCP認定を受けていること。
また、防虫・防鼠対策が講じられていること。
なお、食品衛生監視票により採点できない項目がある施設については、採点できる項目の合計が採点できる項目の得点で80%以上を得ることとする。

(附則)

この基準は、平成24年3月30日から施行する。

(附則)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和2年6月22日から施行する。

○長崎県ブランド農産加工品認証基準（商品基準）

1. 商品基準

長崎県ブランド農産加工品認証制度において認証する商品は、次の項目すべてを満たしているものとする。

（1）長崎県らしさ

使用している原材料、商品の味、パッケージ等において長崎県のイメージを伝えることができる商品であること。

（2）商品力

商品が、消費者に支持されるものであること。

（3）事業性

商品の販売拡大及び原材料である長崎県産農産物の生産拡大が期待できるものであること。

（附則）

この基準は、平成24年3月30日から施行する。